

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金(引上げ分)の財源充当について

(平成29年度予算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 98,800 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	社会保障財源分の市町村交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	409,112	253,404	23,500		10,228	121,980
	高齢者福祉事業	500,306	38,487	413,500	16,612	2,453	29,254
	児童福祉事業	217,903	95,764	22,600	27,183	5,598	66,758
	母子福祉事業	2,883		2,600		22	261
	小計	1,130,204	387,655	462,200	43,795	18,301	218,253
社会保険	介護保険事業	350,014	2,503		3,600	26,607	317,304
	国民健康保険事業	188,332	75,684			8,715	103,933
	小計	538,346	78,187	0	3,600	35,322	421,237
保健衛生	高齢者医療事業	344,991	62,511			21,854	260,626
	病院事業	278,939			28,939	19,341	230,659
	疾病予防対策事業	56,157	2,715		2,623	3,932	46,887
	医療提供体制確保事業	5,550		4,900		50	600
	小計	685,637	65,226	4,900	31,562	45,177	538,772
合計		2,354,187	531,068	467,100	78,957	98,800	1,178,262